

件名 インディアナ州における2月中の制限措置について

ポイント

1月28日(木)、ホルコム知事が関連の行政命令に署名し、2月1日0時1分から2月28日23時59分まで有効となる制限措置を発表しました。昨年11月15日以降適用されている郡別の措置における、当局の許可を受けた場合の集会人数制限が追記されたものです。

この命令に違反していることに関し口頭の警告等を受けても命令に従わない企業や組織に対しては、事業の閉鎖命令、更には営業免許や許可が取消されるとともに、地方検察官に事案が送られる可能性があります。

詳細は本文と関連のリンクを御覧ください。

本文

1月28日(木)、ホルコム知事が関連の行政命令に署名し、2月1日0時1分から2月28日23時59分まで有効となる制限措置を発表しました。これまでどおり、州全体に適用される一般的な要求と、各郡の感染状況を踏まえて色分けした4色(青、黄色、オレンジ、赤)の分類に応じて適用される集会人数制限等の追加措置が記載されています。

今後も、少なくとも週に1度、直近のデータを踏まえて色分けが更新されるとしていますので、お住まいの地域における状況をご確認ください。

なお、地方自治体ごとに独自の条例や規則等を定めることを妨げていませんので、各自治体で一層厳しい条例等が設定されることもあります。

郡ごとの色分けは以下のリンクを御覧ください。

<https://www.coronavirus.in.gov/2393.htm>

1 期間:2月1日0時1分~2月28日23時59分

2 州全体に適用される一般的な要求(抜粋)(大きな変更なし)

○インディアナ州民及び州内に滞在する全ての個人に対する要求

・CDC のガイダンスや本命令の措置を遵守し、自らの安全、健康そして周囲の人の安全に責任を持って対応すること。

・同一世帯員でない限り、すべての人と6フィートの社会的距離を確保するか、6フィートの距離を確保できない場合は衝立を立てるなどすること。

・店舗内や公共の屋内施設内、屋外の公共空間で社会的距離が確保できない場合、公共交通機関やタクシー・ライドシェアを利用する際、K-12 の学校内などにおいてマスクまたはフェースカバー(鼻と口を覆うもの)を着用すること。但し、私的なオフィス内や作業場、6フィートが確保できる会合などは対象外。また、8歳以下の子供(ただしスクールバスでは着用義務

あり)や医療的観点からマスクやフェースカバーの着用が合理的でない個人等は着用義務の例外とするが、可能であれば着用を推奨する。

○インディアナ州内の企業や組織に対する要求

- ・すべての事業において、従業員の健康状態確認プロセスや、感染防止のための職場清掃措置、手洗い・サニタイザーの利用、社会的距離確保の遵守等を規定した COVID 対応計画を現状に合わせ再度評価した上で、従業員に周知するとともに公に掲示すること。
- ・フェースカバー着用義務に則り、従業員や顧客、ベンダーに対し、サインを掲示すること。
- ・社会的距離の確保及び衛生措置要求を遵守するため、6フィートの距離を示すこと、サニタイザーなどを従業員・顧客に利用可能とすること、高齢者やコロナに脆弱な顧客向けに通常と分けた営業時間を設けること、オンラインで営業状況等の情報を公表することなどの積極的な措置をとること。

○レストランやバーなどの飲食物を対面で提供する施設に対する要求

- ・座席は異なるグループと6フィートの距離を空けて配置し、顧客は店内では着席すること。
- ・ドリンクバーやビュッフェ形式は、推奨はしないものの認める。

○社交的な集まりに対する要求

- ・社交的な集まりとは、屋内外を問わず参加者の交流を目的として行われる行事を指す。
- ・そのような集まりは、中止または延期を推奨するが、中止または延期できない場合は、主催者が社会的距離の確保、フェースカバーの着用、その他の衛生措置を講じた上で行うことを可能とする。
- ・そのような集まり及び社交を目的としない行事の上限人数は郡ごとの色分けに応じて設定される。

3 4色(青、黄、オレンジ、赤)の分類に応じて適用される集会人数等の追加措置

○色分けの方法

- ・郡ごとの7日間の陽性率及び10万人当たりの新規陽性件数等を参照し、少なくとも週に1度色分けが更新される。
- ・制限の厳しい分類への変更(青から黄、黄からオレンジなど)は即座に有効となり、制限の緩い分類への変更(赤からオレンジ、オレンジから黄など)は2週間続けて基準を満たさなければならない。

○青色の郡

- ・社交的な集まり又は行事の人数制限
承認などを必要とせず最大250人(スタッフ等も含む)での実施が可能。250人を超えるも

のについては、5日以上前に地域の公衆衛生局へ計画を提出し、承認を得なければならない。承認を得た場合、施設定員上限以下での集まりが可能。

・上記の人数制限は K-12 の課外活動、大学やプロのスポーツ等への参加人数についても適用される。

○黄色の郡

・社交的な集まり又は行事の人数制限

承認などを必要とせず最大100人(スタッフ等も含む)での実施が可能。100人を超えるものについては、5日以上前に地域の公衆衛生局へ計画を提出し、承認を得なければならない。承認を得た場合、施設定員の50%以下での集まりが可能。

・上記の人数制限は K-12 の課外活動、大学やプロのスポーツ等への参加人数についても適用される。

○オレンジ色の郡

・社交的な集まり又は行事の人数制限

承認などを必要とせず最大50人(スタッフ等も含む)での実施が可能。50人を超えるものについては、5日以上前に地域の公衆衛生局へ計画を提出し、承認を得なければならない。承認を得た場合、施設定員の25%以下での集まりが可能。

・上記の人数制限は K-12 の課外活動、大学やプロのスポーツ等への参加人数についても適用される。

・企業は共有スペースや休憩所で社会的距離が確保されるよう、集まることができる人数を減らさなければならない。

○赤色の郡

・社交的な集まり又は行事の人数制限

承認などを必要とせず最大25人(スタッフ等も含む)での実施が可能。25人を超えるものについては、5日以上前に地域の公衆衛生局へ計画を提出し、承認を得なければならない。承認を得た場合、施設定員の25%以下での集まりが可能。

・上記の人数制限は K-12 の課外活動、大学やプロのスポーツ等への参加人数についても適用される。

・企業は共有スペースや休憩所で社会的距離が確保されるよう、集まることができる人数を減らさなければならない。

・レストランや小売店はカーブサイドピックアップへの変更を強く推奨。

4 法執行体制

職場の安全基準違反に関しては IOSHA(インディアナ労働安全衛生局)が、それ以外の点に

については法執行対応チームが、本命令違反に係る通報に対して調査を行います。この命令に従わない企業や組織に対しては、法執行対応チームが口頭での警告を行いますが、それでも命令に従わない場合には、書面による中止命令が出され、事業の閉鎖命令、更には営業免許や許可が取消されるとともに、地方検察官に事案が送られる可能性があります。

5 在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、最小限の外出に留め、引き続き関連情報の収集に努めてください。

※今回発表された措置の概要は以下のリンクを御覧ください。

<https://www.in.gov/gov/files/Feb-1-to-Feb-28-Coronavirus-Response-Requirements.pdf>

※関連行政命令は以下のリンクを御覧ください。

<https://www.in.gov/gov/files/Executive-Order-21-02-Third-Extension-of-County-Based-Restrictions.pdf>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。